

## 開成町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例について

### 1. 制定の背景

本町では、工場立地における特定工場の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割り合いは、工場立地法第4条の2第1項の基準に基づき、神奈川県が定める「工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例」（以下「県条例」という。）を適用しています。しかし、法改正により地域準則を全市町村が定められるようになったため、神奈川県は県条例を廃止しました。（令和4年3月31日まで適用の経過措置）

このため町独自の準則条例を制定するものです。

### 2. 制定の目的

今後、町独自の準則条例を制定しない場合、国の基準による指導を行うことになり、これまでの県条例に基づく指導との整合が図れず矛盾が生じます。また、今後の周辺環境と地域と調和を図り、持続的な成長が見込まれる産業を営む企業等の工業系地域等への立地及び集積を促進するとともに、雇用機会の拡大を図ることを目的とします。

### 3. 開成町の緑地面積及び環境施設面積の考え方

本町は、県条例に基づき指導を行ってきた経緯があるため、これまで県条例で定める緑地面積、環境施設面積率及び重複緑地の算入率を変更することは、企業の増設、変更に係る条件に大きく影響されるため、県条例を踏襲したものとし、工業専用地域については、開成町南部土地区画整理事業地内の工業専用地域の緑地面積率を定める「開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例」の基準を適用します。

#### （1）開成町の緑地面積及び環境施設面積（案）

| 設定区域   | 緑地の面積の敷地面積に対する割合 | 環境施設の面積の敷地面積に対する割合 |
|--|------------------|--------------------|
| 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに同号の用途地域の指定のない同法第5条の規定により指定された区域 | 25%              | 30%                |
| 都市計画法第8条第1項第1号の工業地域  | 15%              | 20%                |
| 都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域  | 5%               | 10%                |

#### （2）重複緑地の算入率（案）

50%

4. 国、神奈川県緑地面積率の状況

| 機関名  | 区域名  | 緑地面積率 | 環境施設面積率 | 重複緑地算入率 |
|------|--|-------|---------|---------|
| 国    | すべて  | 20%以上 | 25%以上   | 25%     |
| 神奈川県 | 住居、商業系、並びに用途地域に指定のない都市計画区域                 | 25%以上 | 30%以上   | 50%     |
|      | 工業専用地域、工業地域                                | 15%以上 | 20%以上   |         |
|      | 区域指定のない地域<br>(準工業地域、都市計画区域外、町村域の工業系特定保留区域) | 20%以上 | 25%以上   |         |